



首切り自由の労基法改悪を許さず

労働法制改悪に向けた動きが急速度です。安倍自公政権はなりふり構わず労働者を地獄に突き落とす構えで、先の「高度プロフェッショナル制度」残業代ゼロ法案」に続いての暴挙を目論んでいます。

法案で問題なのが、解雇を社会的に規制してきた「整理解雇四要件」を無視する点です。この法案が、解雇を目的とするものであると言えるのが次のところとです。

「労働者を解雇することができる」と、条文中で明文化されているのです。これまで労働基準法の精神は、労働者保護のための法律として施行されてきたことを思うとあまりの暴挙であると断ずることができます。

一例を挙げるとこの法案が成立・施行となると、「不当解雇」の裁判闘争では、労働者側はまったく不利な環

境に置かれることとなります。現在は最高裁の判断が示

されたように、（もつともJAL闘争では無視されましたが）「整理解雇四要件」は判例として残されています。

つまるところ、解雇の判断は経営者側にあることを示したことです。「解雇の必要性」についての立証責任は労働者側になく、経営側にあるということです。この労働法制改悪の中味が「解雇自由の首切り法案」と言われる所以がここにあります。労働者側の闘いは19春闘で展開されましたが、今後は金銭による解雇事由に対する闘いに、全労働者で立ち向かうしかありません。なぜならば、正規・非正規労働者の別なくかけられる悪法だからです。全労働者の奮起と闘いを通じて断固廃案に持ち込みましょう。

労働大学企画編集委員 飯田 邦雄